

平成30年11月6日掲示

印刷物（タペストリー） 見積もり依頼

■担当者：支部課（関東支部室） 新井・河内

TEL 03-3519-2751 E-MAIL m.arai-jpaa@nifty.com

〒100-0013 千代田区霞ヶ関 3-4-2

業務内容	タペストリーのデザイン作成、印刷
印刷部数	計9枚【2枚×4種、1枚×1種】
納期	平成31年2月末（入札結果は12月中旬～下旬にお知らせします）
納品場所	弁理士会館2階
印刷仕様 ・サイズ ・用紙 ・色刷 ・製本方法 ・その他	・サイズ：全てB1 ・素材：クロス地（テトロントロピカル） ・デザイン：現在作成しているデザインをベースに一部修正（QRコードの追加、文言修正等）を依頼する予定です。※詳細は添付資料参照（デザイン見本は弁理士会館2階に掲示いたします。）
見積締切日	平成30年12月4日（火）午後3時 (弁理士会館2階関東支部室に提出、または3日必着郵送)
備考	①選定は最低価格落札方式で行います。 ①応札者の制限はありませんが、新規の場合は、会社概要・業務実績等の提出をお願いします。また、落札業者には反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書もご提出いただきます。 ②入札結果に対するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

日本弁理士会 関東支部の紹介

日本弁理士会関東支部は、関東地域の1都7県(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県)の弁理士で構成される日本弁理士会の地域組織です。

知的財産制度の広報や普及、支援活動を通じて、関東地域の産業経済の発展に努めています。知的財産の身近なパートナーとしてお気軽にご利用ください。

知的財産に関する セミナー・講演会・相談会

関東地域で開催される知的財産に関するセミナー等に弁理士を派遣します。

弁理士の派遣をご希望の際には、
日本弁理士会関東支部までお問合せ下さい。

知的財産授業

一弁理士による出張授業一

「知的財産って面白い!」楽しく学べるコンテンツを多数用意しています。
学校の総合学習、知的財産入門セミナー等に弁理士をご活用ください。

日本弁理士会関東支部HP

<http://www.jpaa-kanto.jp/>

日本弁理士会の 弁理士リスト検索システム

弁理士
探しなら
弁理士ナビ

インターネットで24時間検索OK!

[弁理士ナビ] [検索]

www.benrishi-navi.com/

日本弁理士会では、誰にでも使いやすく、弁理士の技術分野や取扱う業務の範囲、あるいは地域など簡単に入力して検索できるシステム「弁理士ナビ」をホームページ上に構築しました。

ご利用にあたっては、特別な申し込みや登録は必要ありません。どなたでも無料でご利用いただけます。

弁理士探しでお困りの方は、ぜひ日本弁理士会ホームページに掲載の弁理士検索システム「弁理士ナビ」をご利用ください。



※このシステムは、法律家と弁理士を統合して構成したものです。個々の権利の実質審査に則り、日本弁理士会は一切関与いたしません。

日本弁理士会関東支部 常設知的財産相談室

TEL.03-3519-2707

相談時間:月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00~12:00、14:00~16:00

弁理士が
無料で相談に応じます。
(予約制・1回30分)

弁理士は「知的財産に関する専門家」
特許、実用新案、意匠、商標、
著作権など知的財産のことなら
何でもご相談ください。

- ◆ご来訪による相談希望の方は、電話による予約をお願いします。
- ◆電話による相談は、ご来訪による相談者がない場合に限ります。



〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館1階
<http://www.jpaa-kanto.jp/>

- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅下車徒歩5分
- 東京メトロ南北線「溜池山王」駅下車徒歩6分
- 東京メトロ千代田線・日比谷線・丸の内線「霞ヶ関」駅下車徒歩7分

弁理士に出願を 依頼したときの費用



弁理士に特許出願等を依頼したときの登録までに要する費用は、出願時、審査請求時(特許の場合)、拒絶理由通知書に対する応答時、登録料納付時、特許料(年金)納付時等の各時点において、特許庁に納付する手数料(印紙代)と弁理士報酬があります。

印紙代

特許庁に納付する印紙代は、特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/>)の「産業財産権申請料金一覧」をご確認ください。
所定の書類に該当する者は、審査請求時、特許料が軽減、免除、または措止される場合がありますので、特許庁ホームページの特許料等の减免制度についてをご参照ください。

弁理士 報酬

弁理士に業務依頼する際に、弁理士から弁理士報酬について十分に説明を受けて上級と弁理士との合意によって報酬額を決定するようにしてください。
日本弁理士会ホームページには、弁理士報酬のおおよそのどうぞを記載してもらうために、特許事務所を経営する弁理士に報酬額についてのアンケート調査を行い、その結果を掲載しておりますので、必要に応じて参考にしてください。

十分に説明を受け
双方の合意によって決定する
ことがポイントです!



INTRODUCTION OF KANTO BRANCH OF THE JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

- Kanto Branch of the Japan Patent Attorneys Association is one of the regional frameworks of the Japan Patent Attorneys Association organized by patent attorneys working around eight prefectures of Kanto (Tokyo, Kanagawa, Chiba, Saitama, Ibaraki, Gunma, Tochigi and Yamanashi).

- We are concerned to improve the industrial economy of Kanto area through public relations, promotions and supporting activities of Institution of Intellectual Properties. Please feel free for making use of patent attorneys as a close partner of intellectual properties.

Permanent Patent Consulting Room

- A patent attorney provides consultation for no charge
(Need appointment; 30 min/one consultation).
- Please feel free for consulting us on intellectual properties such as patent, utility model design, trade mark and copy right.
- TEL : 03-3519-2707,
Office time: Mon-Fri(excluding holidays and year-end and new year) 10:00-12:00, 14:00-16:00



Seminar, Lecture Presentation, Consultation Meetings on Intellectual Properties

- We send patent attorney(s) for a seminar and the like held in Kanto Area on Intellectual Properties.
- Please contact us Kanto Branch of the Japan Patent Attorneys Association, if you wish a patent attorney to visit.

Lecture of Intellectual Properties — Given Presentations by Patent Attorney —

- "Intellectual Properties are interesting!" we will provide many contents for enjoying learning.
- Please make use of patent attorney(s) for school integrated study, introductory seminar for intellectual properties.

Web Site of Kanto Branch of the Japan Patent Attorneys Association:

<http://www.jpaa-kanto.jp/>